

空家解体費補助金

老朽化した空家や危険な空家の解体工事費用の一部を助成する補助制度があります。



空家の全部を
解体する場合



最大40万円の補助を受けることが可能です。

判定申請受付期間：令和6年4月1日から12月27日まで

※ただし、予算の上限に達し次第終了します。

補助の対象となる空家（次のいずれの要件も満たす物件）

- ①豊川市内にある1年以上住居として使用されていない戸建て又は長屋※の住宅で、居住の用途に供する部分が延床面積の2分の1以上あるもの
※長屋の場合は他に条件がありますので、建築課へご相談ください。
- ②個人が所有するもの
- ③所有権以外の権利が設定されていないもの
- ④貸家として建築されたものでないもの
- ⑤【**老朽空家解体費補助の場合**】
昭和56年5月31日以前に建築された住宅で、市の調査で老朽空家と判定されたもの※
【**倒壊危険空家解体費補助の場合**】
市の調査で倒壊危険空家と判定されたもの※
【**密集市街地老朽空家解体費補助・倒壊危険空家解体費補助の場合**】
上記の条件の空家で「牛久保防災まちづくり地区計画」区域内にあるもの

※その他、豊川市老朽空家等解体費補助金交付要綱に定める条件を満たすこと。

詳しくは下記担当までお問合せください。

豊川市役所 建設部建築課 住宅政策係 電話:0533-89-2144

補助金の額

- ①補助率…補助対象工事に要する経費の3分の2（千円未満切り捨て）
- ②補助限度額…【老朽空家解体費補助の場合】20万円（密集市街地30万円）
【倒壊危険空家解体費補助の場合】30万円（密集市街地40万円）

申請手続きの流れ（解体工事着手の30日前までに申請をお願いいたします）

① 市へ老朽空家等判定申請



市が現地調査・結果通知

現地調査（建物内外）の際は1時間前後の立会が必要になります。
調査から結果通知まで、おおむね1週間。



② 市へ補助金交付申請



市が交付決定

申請から交付決定まで、おおむね2週間。



③ 解体工事着手・完了

**交付決定前に工事着手している場合は、補助対象と
なりませんので、ご注意ください！**



④ 市へ実績報告

工事完了日から30日以内又は交付申請年度の3月15日の
いずれか早い日までに実績報告書を提出してください。



市が補助金額確定通知



⑤ 市へ補助金を請求

通知を受けた日から10日以内に請求書を提出してください。



市が補助金を交付



豊川市のホームページにて「暮らし・手続き」→「環境・住まい」
→「住まい」→「空家対策」→「老朽空家等解体費補助金ついて」
から、申請様式をダウンロードすることができます。



申請様式はコチラ